

よくある質問

【質問内容及び回答】

令和8年1月27日現在

質問内容	回答
○ 特產品を大隅地域外でPRするイベントを企画していますが、補助対象になりますか。	○ 大隅地域（鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町）以外で実施する取組は対象外です。
○ 参加者から入場料を取るイベントも補助対象になりますか。	○ 対象の取組による収入がある場合、支出から収入を除いた自己負担分が対象になります。
○ 他団体主催の食のイベントに出展し、大隅の食材をPRしたいのですが、出展料は補助対象になりますか。	○ 補助対象者の自主的な取組が対象となりますので、他者主催イベント出展料は対象外です。 ※ 他団体と共に催すイベントにかかる費用の自己負担分は対象となります。
○ 町内会の催し、イベントは補助対象となりますか。	○ 団体内部向け催し、イベントは対象外ですでので、基本的に町内会の催しは対象外となります。参加者を町内会に限定せず、広く募って行う場合は対象となる可能性があります。
○ 地域活性化のイベントを企業が実施する場合、補助対象となりますか。	○ 実施主体が営利目的の企業である場合、イベントの趣旨が営利目的でなくても対象外です（買物弱者への買物支援の取組を除く）。
○ 企業（スーパー経営）で買物弱者を支援する移動販売の実施を検討していますが、補助対象となりますか。	○ 買物弱者への買物支援の取組については、企業や個人事業主の取組も対象となります。
○ 県外の先進地の取組を、自分たちの参考にするための視察に行きたいと考えています。視察費用は補助対象となりますか。	○ 大隅地域での取組と見なせないため対象外です。視察した結果、大隅地域内で取り組む活動の経費であれば対象となります。
○ イベントのために団体の構成員に購入してもらった物品の購入店からの領収書を、当該構成員が紛失してしまいました。購入金額と同額分の領収書を構成員から団体に出してもらい、団体が当該構成員から購入したという形で処理すれば、補助対象経費として認められますか。	○ 内部支出となりますので経費として認められません。購入店からの領収書は紛失しないよう注意してください。

質問内容	回答
<p>○ 地域活性化のためにマルシェイベントを、地元の市の補助金も活用して実施したいと考えていますが、大隅の地域力向上支援事業でも補助対象となりますか。</p>	<p>○ 地元自治体や国、県の他事業等から補助を受けている場合は、本事業では補助対象なりません。</p>
<p>○ 地域活性化の目的で行うイベントにゲストを呼ぶ予定です。ゲストとの打ち合わせを喫茶店やレストランで行う場合の費用は対象になりますか。</p>	<p>○ 打合せが目的であっても、喫茶店やレストランでの飲食費は補助対象なりません。</p>
<p>○ 参加者を募って地域の魅力をPRするため、参加者を募ってツアーを実施したいと考えています。参加者の宿泊費や交通費は対象になりますか。</p>	<p>○ 個々の参加者の宿泊費や交通費は補助対象外です。ツアーに使用するバスを借りる場合の借り上げ料は対象になります。</p>
<p>○ 民間企業の空き店舗を改修し、コワーキングスペースを整備したいと考えています。整備にかかる費用は対象となりますか。</p>	<p>○ 整備する施設の収益性の有無によります。収益性のない、誰でも利用可能な施設であれば補助対象となります。利用料を徴収する施設であれば収益を得るための資産形成費用に当たるため、補助対象外です。</p>
<p>○ 講演会を開催したいと考えていますが、講師を呼ぶ際の手続きを講師の所属事務所にお願いする場合、費用はどのように計上すれば良いですか。</p>	<p>○ 内訳がわからない「講師派遣料一式」等ではなく、内訳を明示してそれぞれの費目（報償費〇円、旅費〇円）で計上してください。なお、旅費に関しては任意で設定した金額（例：距離1キロ当たり〇〇円を車賃として支払う）ではなく、交通事業者へ支払った実費となりますのでご注意ください。</p>